

潮来市放課後学童クラブ

令和6年度 利用案内



潮来市放課後学童クラブとは

放課後学童クラブとは、日中、仕事等で保護者のいない家庭の小学生児童を保護育成する目的で実施している「子育て支援事業」です。

放課後及び学校休校日等に、家庭に代わる生活の場としての居場所を提供し、適切な遊びや生活を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、仕事と子育ての両立を支援することを目的としています。

潮来市内には、公立学童クラブ5か所と、私立学童クラブ4か所があります。
(私立学童クラブの詳細については、各クラブへ直接お問合せください)

■ 潮来市内公立学童クラブ一覧

潮来学童クラブ	(潮来小学校内専用室)	定員 40 人
津知学童クラブ	(津知小学校内教室)	定員 30 人
延方学童クラブ	(旧延方幼稚園教室)	定員各 40 人 (2 クラス)
日の出学童クラブ	(日の出小学校内教室)	定員 40 人
牛堀学童クラブ	(牛堀小学校内教室)	定員 40 人

■ 開設時間

放課後	放課後～18:30
学校休校日(春・夏・冬休み等)	7:45～18:30
土曜日(毎週公立5学童が交代で実施)	7:45～18:30



※ 保護者の送迎が原則になります。必ず時間内でのお迎えをお願いします。

※ 1日預かり、長期休暇(春・夏・冬休み等)は、お弁当持参です。

- 日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。
- 自然災害等により学校が休校となる場合や、感染症等による学級(学年)閉鎖の場合は、安全確保のため、学童クラブもお休みとなります。
- 開設時間外の預かりは実施していません。

■ 利用基準

小学1年生～6年生で、次の①～⑤の理由により、家庭で児童の保育ができない場合

- ① 共働き ② 疾病・障害 ③ 家族の看護・介護 ④ 出産 ⑤ その他特別な理由

※ 日中、保護者等がご家庭でお子さんを保育できる場合は、申込をご遠慮いただくか、ファミリーサポートセンターの利用をご検討ください。

■ 学童保育料・その他の費用

利用形態	学童保育料	月額上限
利用区分：「通常」 (週3日以上利用する方)	放課後 日額 500円	(8月以外) 7,000円
利用区分：「臨時」 (週2日以内の利用の方)	一日預かり 日額 800円 (振替休暇、春・夏・冬休み等)	(8月) 10,000円
夏休みのみ利用	日額 800円	(7月) 7,000円 (8月) 12,000円

- 保育料は月額の上限まで日額で計算されます。
例 12日利用：6,000円 (12日×日額500円)
15日利用：7,000円 (月額上限 ※8月以外)
- 保育料は、利用した月の翌月25日 (休日の場合は翌日) に口座より自動引落しされます。
- 別途、おやつ代は、クラブ毎に集金します。
利用区分「通常」 1000円/月 (利用日数に拘わらず一律)
利用区分「臨時」 100円/日 (上限1000円/月)
- 傷害保険 (スポーツ安全保険) は全員、加入して頂くことになっています。
児童一人につき、年額800円 (年度途中からの利用や臨時保育の場合も同額)

■ 利用申込みについて

1. 一斉申込み (4月から利用する場合)

- 毎年1月頃に、受付期間を設けております。(3週間程度)
(詳しい日程は広報、ホームページ等でお知らせします。)
- 進級の場合も、年度ごとの申込みが必要です。
- 夏休み等、長期休暇のみ利用の場合も、この期間にお申込みください。
- お申込み受付後、利用審査の結果を3月上旬頃までに通知します。
- 3月下旬までに、学童クラブ利用に関する一斉説明会を開催します。

※ 一斉申込期間を過ぎてお申込みされた場合、4月1日からのご利用開始に間に合いませんのでご注意ください。

2. 随時申込み（年度の途中から利用する場合）

- 随時、潮来市役所 子育て支援課へお申込みください。
 - ・ 申請書類一式は、最後のページに記載しています。
 - ・ 子育て支援課 窓口で配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。
- 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（平日のみ）
 - ※ 利用可能となるまでに 2 週間程度かかります。
- 市役所で審査をし、利用決定した後、手続きに必要な書類を送付します。

■ 利用決定後に必要な手続き

- **金融機関**へ「口座振替依頼書」を提出(口座振替未登録の方)
 - ※ ご利用できる銀行は、常陽・佐原信金・筑波・東日本・水戸信金・JA・県信のみです。
ゆうちょ銀行はご利用になれませんのでご注意ください。
- 学童クラブでの手続き
 - ① 学童クラブ利用について**説明**をうける
 - ・ ご利用開始前(目安として 1 週間前)までに学童クラブへお越しください。
(必ず事前に学童クラブへ連絡し、対応可能な日時を確認してください)
 - ・ 一斉申込み(4月から利用)の場合は、3月に説明会を開催します。
 - ② 「**児童票**」を利用前日までに提出(すべての欄に記入してください)
 - ③ **傷害保険**(スポーツ安全保険)の加入
学童クラブにて、用紙記入と年間掛金の納付をしてください。
(児童一人につき年額 800 円)※ お釣りの要らないようご用意ください。
 - ※ 手続きから保険加入完了までは 10 日程度かかります。

■ 利用申込みについての留意事項

- ※ 申込みは必ず保護者が行ってください。
- ※ 書類は、すべて揃えたうえでの提出をお願いします。
- ※ 通院中やお薬を服用中などの場合は、必ず申込みの際にお伝えください。
- ※ 定員を超える申込みがあった場合、低学年の児童を優先とします。
- ※ 継続利用の方で、学童保育料または、おやつ代等の未納がある場合、利用できない場合がありますので、ご注意ください。

参考1. (公立学童クラブ) 利用申請に必要な書類

共通でご提出 いただくもの	<p>「放課後学童保育申込書」(児童1人につき1部)</p> <p>「家庭状況調査申立書」(世帯につき1部)</p> <p>「雇用(予定)証明書」(父母それぞれ1部)</p>
きょうだいで ご利用の方のみ	<p>「放課後学童保育料減免申請書」(上の児童ごとに1通)</p> <p>※ 同一世帯において利用する児童が2人以上いる場合、 上の児童の学童保育料が半額となります。(例:3人 兄弟の場合、上2人の児童の保育料が半額となります)</p>

- ・雇用(予定)証明書は、お勤め先に依頼してください。
(作成までに期間を要する場合がありますのでご注意ください)
- ・申込書の記入欄は、すべて記入してください。
特に、「緊急連絡先」・「家庭の状況」・「児童の健康状態」は記載漏れの無いようお願いいたします。
- ・利用理由が「就労」以外の方は、下記の添付書類が必要です。

利用理由	必要書類
疾病・障害	診断書など現在病気の治療中の事実がわかるもの、 身体障害者手帳、療育手帳などの写し
家族の看護・介護	介護を受ける方の介護保険被保険者証、身体障害者 手帳、療育手帳などの写し
出産(産前6週間～ 産後8週間まで)	母子手帳の写しなど ※左記の期間以外での利用を 希望する場合は、明確な理由を提示の上、要相談
育児休業からの復帰	育児休業から復帰する期日が明記された勤務先の 雇用証明書(復帰後から利用が可能)
その他特別な理由	例：求職中(ハローワーク等の受付票コピーなど、 求職活動の事実がわかるもの)

【公立学童クラブに関する問い合わせ先】

潮来市役所 子育て支援課

〒311-2493 潮来市辻 626 Tel 0299-63-1111 (内線 398)

参考2. (私立学童クラブ)

詳細は、直接お問合せください

日の出学童クラブ (日の出こども園)	TEL 66-1133
慈母学童クラブ (認定こども園慈母学園)	TEL 66-0624
こひつじ学童クラブ (認定こども園こひつじ園)	TEL 80-1333
しらほ児童クラブ (認定こども園しらほ園)	TEL 67-5620